

# 明治前期における地方零細銀行の展開

## 創立期の三池銀行を事例として

永江眞夫\*

### はじめに

バブル崩壊後における金融機関の相次ぐ破綻は、皮肉にも金融史研究の隆盛を促した感がある。それは、時代の要請に応えるかの如く第一次大戦期以降の反動恐慌から金融恐慌に至る、戦前期の金融危機を対象にして様々な金融機関の危機対応の歴史を明らかにしようとした<sup>1)</sup>。それ故、当該時期の金融史研究は大都市銀行のみならず、地方銀行に関しても大きな進展をみせた。しかし、それ以前の明治期における地方銀行史研究は、銀行動揺に関する研究を含めて大きな進展をみせているとは言い難い<sup>2)</sup>。他方、明治期の地方産業や企業に関する研究は企業勃興期において資産家が果たした役割をめぐって、近年、活発な研究が行われており蓄積も進んできている。しかし、このような研究においても日清戦争期以前の地方私立零細銀行が採り上げられる

---

\* 福岡大学経済学部

<sup>1)</sup> 伊藤正直、霧見誠良、浅井良夫編『金融危機と革新』、石井寛治、杉山和雄『金融危機と地方銀行』、小川 功『企業破綻と金融破綻』等が挙げられよう。尚、詳しい研究動向については、小川 功「日本における金融危機・金融恐慌研究の方向と課題」(『経営史学』第37巻第4号所収、)を参照されたい。

<sup>2)</sup> 拙稿「日清戦後における旧国立銀行系地方銀行の動揺」(『福岡大学経済学論叢』第47巻第4号所収)は、不十分ながら明治期の地方銀行動揺に関する検討を試みたものである。

ことは少なかったと言わざるを得ない<sup>3)</sup>。又、本稿が対象とする福岡県の銀行史に関しても、明治前半期における中小銀行を検討対象としたものは地方史誌における記述を除けば研究は少ない。そこで、本稿では地方の零細な銀行の設立と日清戦争期以前の経営を概観することによって、明治前半期における地方銀行の活動の一端を検討することにしたい。対象とする銀行は福岡県の南部に設立された三池銀行である。

ところで、同行が設立された福岡県三池郡に関しては、三池土木、三池紡績の両企業を対象にして、企業設立時における資産家の役割を明らかにするという観点からの優れた先行研究がある<sup>4)</sup>。本稿が検討の対象とする三池銀行は、三池土木、三池紡績よりも先に設立された企業であり、いわば時期的には三池郡の企業勃興期に若干先行する時期に構想されている。その点では、資産家の活動状況も両企業に較べればより原初的な形で現れているようにも思われるのである。ただ、本稿の目的とするところは、資産家に焦点を当てる研究傾向には直接言及することなく、あくまでも明治前半期における地方零細銀行の経営に関するファクト・ファインディングに止めることにしたい。但し、利用し得る資料は非常に限られており、当該時期における三池銀行の活動全体を明らかにすることはできなかつたし、又、地域産業との関連に触れることもできなかつた。これらは、今後の課題としたい。

---

<sup>3)</sup>殖産興業期から企業勃興期にかけての地方零細金融機関に関する研究としては、斎藤康彦「郡内機業地帯の銀行類似会社の経営分析」(『転換期の在来産業と地方財閥』所収)の、明治初年の山梨県における銀行類似会社の設立と経営に関する優れた研究がある。又、宮川 康、海野福寿「殖産興業期の掛川銀行」(海野福寿、加藤 隆『殖産興業と報徳運動』所収)は静岡県内の掛川銀行に関する詳細な事例研究である。

<sup>4)</sup>中村尚史「地方の企業勃興」(武田晴人編『地域の社会経済史』所収)。

## 1. 設立趣意書

三池銀行は1886年10月に開業認可を受け、11月14日に開業した<sup>5)</sup>。しかし、銀行創設そのものは、前年12月には既に「銀行創立趣意書」が起案されていることから推して85年中に構想されていたものと思われる。そこで、当該時期の福岡県下における銀行の設立・活動状況を見ておくと、85年末現在で県下に本店を置く銀行は四つの国立銀行を別にすれば、筑紫、金島、吉井、深井、福洲の5私立銀行である<sup>6)</sup>。これら五つの私立銀行の創立年次は、いずれも1881年から83年にかけてで、84、85年に創立された銀行はない。従って、三池銀行は県下で6番目に設立された私立銀行ということになる。

そこで先ず、少々長くなるが同行の「設立趣意書」(案文)を以下に掲げておこう。

銀行設立趣意書 (加筆削除修正挿入部分を訂正後の文章。下線部は引用者)

夫今地方ノ經濟ヲ觀察スルニ人民ノ困難ハ殆ト其極ニ達シタルモノ、如シ故ニ我農商務卿ハ夙ニ此ヲ見ル所アリテ客年中「救済趣意書ヲ発シ続テ書記官ヲ全国ニ派遣シ」人民ニ向テ勤勉貯蓄ノ必要ヲ以テ誘導セラレタリ実ニ人民保護上ニ於テ至レリト云ヘシ今日誰レカ其分ニ応シ電勉努力以テ各自ノ幸福ヲ全フルコトニ心ヲ用ヒサルモノアランヤ然リ而其中等以上ノ地位ニ居ルモノハ又其地方ノ為メニ業ノ衰頹ヲ挽回スルノ策ヲ講セサル可ンヤ故ニ予輩ハ一方ニ向テハ勤儉以テ労働ノ度ヲ増シ冗費ヲ省キ貯蓄ヲナスノ目下急務ナルコトヲ説キ一方ニ向テハ今日殆ト其不景氣ノ極ニ沈淪セントスル商業ヲシテ活潑ナル運動ヲナサシメ其衰頹ヲ挽回センコトヲ希望シ

<sup>5)</sup>「三池銀行開業式」(『福岡日日新聞』1886年11月18日)。

<sup>6)</sup>各年次『福岡県勸業年報』による。

テ已サルナリ夫農工商八密着ノ關係アルモノナリ商業<sup>(ママ)</sup>シテ委振サレハ農工業者物産價格ニ<sup>(ママ)</sup>影況ヲ及ボシ其ノ經濟上ニ衰頹ヲ来スヤ必セリ農工業者ニシテ衰頹ニ陥ル時ハ忽チ日用之需要品ニ減少ヲ来シ其影況商業ノ不活潑ナルニ至ハ必然ノ理ナリ

故ニ一方ニ向テ勤勉ヲ説キ貯蓄ヲ奨ムルト同時ニ他ノ一方ニ向テハ是ニ多少ノ關係アル商業ノ活動ヲ助成スルノ道ヲ求メザル可ラス是ヲ助成スル道他ナシ金融ノ閉塞ヲ解キ各商業者ヲシテ活潑ナル運動ヲナサシムルニ在リ此ニ於テ乎銀行ノ設立已可カラサルナリ夫本郡ノ地勢タル本県ノ南辺ニ僻在スト雖トモ東南ハ熊本県玉名郡ニ接シ其地一ノ港湾ナク僅カニ小船ノ高瀬川下流ニ出入スルノミナリ将来其物産我大牟田港ニ輸出シ其需要品亦我大牟田港ヘ仰カサルヲ得ス東北矢部川ノ下流亦本郡ノ北部江浦町ニ接ス川運以テ上ノ物産我輻輳セシムヘシ又本郡ノ物産ニ至ツテモ米麦菜種蠶蠟其他少トセス加ルニ礦山ノ事業日ニ月ニ盛大ヲ極ムルニ至レリ此ノ如ク将来ニ多少ノ望ミアル我地方ニシテ商業ノ<sup>(ママ)</sup>委靡振ヲサル今日ノ如キモノハ協同ノ氣力ニ乏シク曾テ我郡ノ隆盛ヲ希圖スルモノ少キニ職由セスンハアラサルヘシ又眼ヲ転シテ本郡貸借上ノ景況ヲ觀察スレハ中等以下ニシテ其所有ノ土地ニ負タル借金八数十万円ノ多額ニシテ土地ノ殆ト曲ハシ尽セリト云モ不可ナカルヘシ然リ而シテ其貸借タル概ネ十二三年乃至十四五年間ニシテ地価ノ最高貴ナル時ノ際ナレハ目下其抵当タル土地ヲ売却スルモ其元利ヲ償フコト克ワサルモノ十中八九ニ居レリ故ニ債主ニ乞フテ抵当ノ地所名替ヲ「ナシ債主亦已ムヲ得地主ト」ナスニ至レリ且ヤ資産家ニシテ動産物ヲ抵当トシテ金錢ヲ貸与スルカ如キハ事務ノ煩シキト其危険ナルトヲ以テ是ヲ為スヲ欲セス故ニ資産家ノ金錢ハ土地トナラスンハ公債証書トナル<sup>(ママ)</sup>耳ルノ外ナカラン是ニ於テ益々金融閉塞シテ遂ニ今日ノ如キ景況トナルニ至レリ是ヲ以本郡ニ一ノ銀行ヲ設立シ大牟田徳島等ノ如キ要地ニ倉庫ヲ設ケ物産抵当トシテ金員ヲ貸与シ商人ノ運動ヲ助成セハ将来商業ノ隆盛ヲ

期シ随テ本郡經濟ノ挽回ヲナスコト蓋難カラサルヘシ是レ一挙兩得ニシテ  
 目下ノ必要他ニ策ナキヲ信スルナリ是レ今般銀行ヲ設立スルノ大旨ナリ其  
 方法ノ如キハ協議ノ上其宜キニ請フ有志ノ諸君幸ニ賛成アラントヲ  
 明治十八年十二月 発起者<sup>7)</sup>

この案文が起案された1885年は松方財政による不況が漸く終焉を迎えつつあり、企業勃興期に移行しようという時期であるが、下線部から判るように地方ではまだまだ不況の色が濃く、三池郡に関しても「商業八不景氣ニテ三池市街ノ如キ肆店肅然タリ」<sup>8)</sup>と言われる有様であった。そこで、不況克服の手段として銀行の設立を意図するのであるが、それは金融活動の活発化を通じて経済活動の挽回を図るといような一般的な目的を実現しようというだけでなく、いわば農村地域に特殊な要因を考慮しながら銀行の必要性を訴えている箇所が興味深い。即ち、二つ目の下線部に示される如く、一方では負債にあえぐ農民に資金を融通してその救済を図ろうとし、他方で、土地や公債に向かおうとする資産家の資金を動員して地域金融の円滑化を目指そうとするものであって、不況期の地方において銀行を設立する意義が明瞭に述べられている文書であろう。又、与信の手段として特に商品抵当貸付を想定しているのも、いかにも地方銀行らしい構想と言えるだろう。

## 2. 予定業務

そこで次に、同行が予定していた与信業務の内容に触れておこう。同行の『三池銀行定則』（定款）における業務内容は「物品ノ歩入及為替貸付預金等

<sup>7)</sup>『銀行設立趣意書』（『明治十九年八月 三池銀行創立ニ関スル書類 永江』、福岡県地域史研究所所蔵 『銀行関係資料』）。

<sup>8)</sup>『第八回福岡県勸業年報』（1885年）107丁。

ヲ以テ営業ノ本務トス」<sup>9)</sup>とされており、当座貸越や手形割引は業務に含まれていない。又、『三池銀行申合規則』においても当座貸越や手形割引に関する規定は設けられていない。何故、発起人たちがこれらの業務を予定していなかったのかは不明だが、県下農村部では未だ手形流通が未発達で銀行業務の対象とならなかったといった事情が推測されよう。そこで、「動産歩入」「貸金」「為替」の3種類の業務を採り上げて、同行が設立時に予定していた与信業務の内容について、その特徴を簡単に見ておくことにしよう。先ず「動産歩入」であるが、これは以下に掲げる規則によって実施しようとしていた。

## 第二章 動産物歩入方法

第十六条 当行八何人ヲ論セス現品持出シ之ヲ抵当トシテ定則ニ從ヒ金子借用セントスルモノアルトキハ金額ノ多少ニ依ラス其請求ニ応ス可シ

第十七条 前条ノ歩入品ハ予メ左ニ列記セシ如シト雖トモ尚種類ノ増減且貸金制限ハ時宜ニヨリ頭取取締役支配人ニ於テ協議ノ上之レヲ定メ務メテ活動セシムルヲ目的トス

但シ物品ノ評価ハ頭取支配人之ヲ成スモノトス

第一項 左ニ掲クル品類ヲ抵当トシタル貸金高ハ評価七分五厘以内ニシテ期限ハ三ヶ月トス

蠟 燭 綿 苧 紙 古金銀 辛子 米 麦 粟 大豆 小豆 産

第二項 左ニ掲クル品類ヲ抵当トシタル貸金高ハ評価七分以内ニシテ期限ハ三ヶ月トス

<sup>9)</sup>『三池銀行定則』第一条（『銀行関係資料』）。尚、荷為替業務に関して「荷為替取扱方法」（『銀行関係資料』）という手書きの案文が残っているが、『三池銀行定則』中には業務として触れられていない。

干魚 乾物 肥料 砂糖 茶 板類 反物類 其他雜品

以下略<sup>10)</sup>

この規定から判るように、「動産歩入」とは設立趣意書で触れられていた商品担保金融に他ならない。担保に予定されている商品は、穀物の他に蠟、櫨、辛子（菜種）<sup>11)</sup>、紙、産といったような地元の特産在来工業の原料や製品<sup>12)</sup>、さらにその他雑多な商品で構成されており、地域の商人が担保として持ち込み易いように、極めて広範囲な商品を対象としていることが窺われる。又、商品によって評価率が異なっており、穀物と特産品の評価がそれ以外の商品より高くなっている点に興味を引くところである。果たして、このような評価率の違いが単に商品の換金性の相違にのみ因るものなのか、そうではなく、何か他の要因を考慮したものなのかは判然としないが、もし後者であるとするれば、担保掛け目を高く設定することによって当該商品を取り扱う商人の活動を促進し、以て地元農工業の活性化を図ろうとする意図があったのかもしれない<sup>13)</sup>。このような意図は前掲の「設立趣意書」においても強調されているところであるから、あながち穿ちすぎた見方とも言えないように思われるのである。又、歩入の貸付期間は3ヶ月に設定されていることから、同業務が短期貸付であったことが判る。

次に「貸金」に関する規定を以下に示しておこう。

---

<sup>10)</sup> 『三池銀行申合規則』（『銀行関係資料』）。

<sup>11)</sup> 方言で菜種（アブラナ）のことを「からし」と呼んでいた。従って、抵当品中の「辛子」は菜種のことと考えてよい。

<sup>12)</sup> 1887年における三池郡及び設立趣意書の中で述べられているように矢部川水運によって三池郡と結ばれている山門郡の特産農産物、農産加工品の状況を示しておけば別表（次頁）の通りである。全県に対する両郡の比率が5%を超えるものは、粟、菜種、甘藷、生蠟の4種で、それらに次ぐのが藺草、紙といったところである。

別表 三池，山門郡農業生産

1885年	単位	三池郡	山門郡	全県	三池郡比率 (%)	山門郡比率 (%)	合計 (%)
粟	石	9,410	13,458	167,605	5.6	8.0	13.6
菜種	石	2,978	10,721	69,416	4.3	15.4	19.7
蘭	貫		6,810	313,933	0.0	2.2	2.2
甘藷	貫	444,942	52,077	3,960,708	11.2	1.3	12.5
茶	貫	830	2,665	295,697	0.3	0.9	1.2
甘蔗	貫	17,680		1,325,866	1.3	0.0	1.3

『福岡県統計書』(明治18年)

1887年	単位	三池郡	山門郡	全県	三池郡比率 (%)	山門郡比率 (%)	合計 (%)	
粟	石	9,934	9,498	155,981	6.4	6.1	12.5	
菜種	石	3,645	9,254	86,758	4.2	10.7	14.9	
蘭	貫		15,710	468,458	0.0	3.4	3.4	
甘藷	貫	1,387,909	92,057	8,089,540	17.2	1.1	18.3	
樺実	貫	122,064	62,238	7,318,357	1.7	0.9	2.5	
茶	貫	848	4,304	287,661	0.3	1.5	1.8	
楮皮	貫	1,410	1,750	184,719	0.8	0.9	1.7	
甘蔗	貫	20,000	5,600	1,274,742	1.6	0.4	2.0	
生蠟	貫	100,860		42,965	1,472,996	6.8	2.9	9.8
紙	貫		11,935	272,548	0.0	4.4	4.4	
砂糖	貫		79	175,931	0.0	0.0	0.0	
畳表	枚		27,403	2,277,973	0.0	1.2	1.2	

『福岡県第二農工商統計表』

<sup>13)</sup> 歩入という業務は、貸金会社であった成産会社においても「動産歩入」と呼ばれ「現品当会社倉庫へ持出シ之ヲ抵当トシ社則ニ從ヒ」資金を貸し付ける業務として（『成産会社細則類聚』明治十八年九月，福岡県地域史研究所所蔵「永江 AA 19 43」），或いは「物品歩入」として「地方物産ヲ抵当トシテ貸付」る業務として実行されており（成産会社『第六回半季實際考課状』1885年下季），三池銀行以外の金融機関でも実施されていた。因みに，三池銀行の創立者は業務内容等の検討のためであろうか，開業を前にして成産会社に足を運んでいると思われる（『明治十九年十月十六日ヨリ明治二十一年十月二十六日迄 雑紙 巻 永江』，「永江 AB 58」，の中に明治19年10月28日付で，永江純一と野田卯太郎に成産会社所在地である上妻郡福島までの出張旅費を支払った旨の記載があるし，又，日時不明であるが，「一三池郡江浦町ヨリ福島町成産会社迄片道四里往復八里 此旅費五拾六銭」とある）。又，前掲『成産会社細則類聚』中の各種営業規定は内容が『三池銀行申合規則』と極めて似通ったものであるので，三池銀行の設立者達が成産会社の規定を参考にしたことはほぼ間違いのないところであろう。



## 第三章 貸金方法

第廿八条 当行八何人ヲ論セス確實ナル抵当ヲ以テ行則ニ從ヒ金子借用ヲ  
請フモノアルトキハ一個金高三拾円以上貸出スルモノトス

第廿九条 当行ニ於テ左ニ列記スル抵当ニ対シ貸金制限ハ左ノ如ク定ムト雖  
トモ時宜ニ抛リ頭取取締役支配人協議ノ上増減スルモノトス  
但シ抵当ノ評価ハ頭取支配人之ヲ成スモノトス

第一項 田畑 宅地  
但シ評価七分以内トス

第二項 山林  
但シ評価五分以内トス

第三項 家屋 其他建物  
但シ評価五分以内トス尤モ宅地ト共ニ抵当為スニ非サレハ一切  
貸金セサルモノトス

第四項 公債証書  
但シ券面ノ金高二拘ハラス其時ノ相場ヨリ式分五厘ヲ控除シ七  
分五厘以内トス

第五項 銀行株券  
但シ券面金高ヨリ式分ヲ控除シ八分以内トス

以下略<sup>14)</sup>

上掲の規定から判るように、「貸金」とは不動産及び有価証券を抵当とする証書貸付であろうと思われる。有価証券について株式が「銀行株券」と表現されているのは、企業勃興期以前の福岡県では、株式会社として組織された企業が銀行以外では極めて限られていたという事情によるものだろう。評

<sup>14)</sup>前掲『三池銀行申合規則』。

価率は不動産よりも有価証券の方が高く設定されており、有価証券の内でも株式の方が公債よりも高く設定されている。前者に関しては、有価証券の方が換金性が高いと考えていた事に因るのだろうが、後者については聊か奇異の感を禁じ得ない。不況下で開業しようとする銀行が、何故、公債より株式の方を抵当として高く評価したのか、流通性＝換金性や価格の安定性からでは説明できない。強いてその理由を推し量るとすれば、一つは「銀行株券」が自行の株券と観念されていた事に因るものが、二つには既存銀行の営業成績が安定していた事に因るものかであろう<sup>15)</sup>。もし、前者であるとすれば、株式流通市場が全く未整備な状況下で自行株式の換金性を保証して、株価を一定の価格に維持しておくための方策であったとも考えられよう。又、信用による貸付に関する規定がないという点も興味深い。不況下ということを斟酌して、余程のサウンドバンキングを目指していたのであろうか。

次に「為替」に関する規定を示しておこう。

#### 為替取扱方法

第一条 為替金借用ヲナサント欲スルモノハ先ツ現品ヲ礦山局ニ納致シ其証明ヲ取り物品代ノ受取証 礦山局主任ノ  
検印アルモノト共ニ之ヲ当行ニ差出スヘシ

第二条 当行ニ於テハ前条ノ書類確實ナルモノ認タル上八代価金受取ノ委任状及ヒ成規ノ借用証書ヲ受取金員貸渡スヘシ

<sup>15)</sup>三池銀行が営業範囲を差し当たり三池郡と考えていたとして（「銀行設立趣意書」中に「本郡」という言葉がしきりに出てくる）、当時の三池郡在住者が保有していた銀行株券は三池銀行を除けば第九十六国立銀行に限られる。同行は明治10年代後半において、毎年10%を超える資本金利益率をあげているから、その限りでは業績が安定していたと考えてよいだろう。但し、三池郡内の同行株主数は4乃至5名であるから（各年次『福岡県勸業年報』による）、三池銀行が開業に当たって彼らに対する貸付業務を特に考慮していたとは考えにくい。

第三条 為替金高八礦山局買上代価ノ九分以内貸出スヘシ

(中略)

第六条 当行ニ於テ取扱タル為替打歩八金高百円以上八朱以上百円未満壹歩トス

第七条 為替取付期限八悉皆七日トス若シ八日以上ニ涉レ八相当ノ日歩ヲ収入スヘシ

但シ日歩八当行ニ於テ時々相定メ指示スヘシ

以下略<sup>16)</sup>

この規定は、前二者とは異なって印刷された『三池銀行申合規則』には含まれておらず、手書きの案文が残っているだけである。従って、この業務が実際にどのように実行されたのかは、その存否を含めて判然としないが、開業を前にして関係者がどのような与信業務を構想していたのかを知るためにその内容を示したのである。さて、規定から見ると、為替業務というのは礦山局の商品受取証に示された商品代金を抵当とする貸付となる。換言すれば、商品受取証割引という商業手形割引に類する与信業務と言えよう。つまり、礦山局に商品を納入する業者は、その代金を手形ではなくて商品の「受取証」という形で受け取り、それが銀行に持ち込まれ抵当とされていたということである。官庁の発行する受取証 = 代金支払約束証であるから、支払が履行されない（いわば、不渡りになる）可能性は極めて小さく、信用度の高いものであったろうから、銀行にしても抵当として高く評価できたものと思われる。従って、担保掛け目もこれまで見てきた抵当より高く9割に設定されている。ただ、貸付額に対して日歩8%以上の利息を取っているのだから、期間が7日以内と極めて短期間で、且つ代金支払 = 貸金回収が確実である抵

---

<sup>16)</sup>「為替取扱方法」（『銀行関係資料』）。

当に対しては、かなり高い利息を得ていたということになる。さらに興味深いのは、特に礦山局の受取証に限って抵当にっていた点で、これは三池郡の地域的特性として三池炭礦と関係する商人が多く、又、「大牟田下里両村ノ如キハ三池礦山事業盛大ニ赴クニ從ヒ船舶輻輳百貨運搬頗ル多シ」<sup>17)</sup>と評されるように、不況の続く三池郡内でも三池炭礦と関係する諸事業者は好景気を謳歌していたのであり、銀行としても彼らとの取引を想定せざるを得なかったということを示している。又、このように銀行が抵当として受け入れてくれるならば、礦山局の受取証は恰も手形の如く地域内で流通していたのではないかとさえ考えられる。もしそうであれば、礦山局の受取証は商人にとっても銀行にとっても信用度の高い「手形」として、重要な金融手段となったことであろう。いわば、ここでの「為替」業務は、極く短期の商業手形割引に代わる業務であったということになる。

### 3. 開業時の株主

表1は1886年10月現在の三池銀行株主を示したものである。この表によって、同行開業時の株主構成が有する特徴を見ておくことにしたい。まず、株主総数であるが46名で、これを族籍別に分けると士族が29名、平民が17名となる。又、族籍別の持株数は士族が296株、平民が504株となっているが、実は株主として予定されていた持株数4株の士族1名の持株を平民が肩代わりしていると思われるので、その点を斟酌すれば、当初は株主数において士族が30名、その持株は300株、平民は株主数が16名、持株数500株と予定されていたものと考えられる<sup>18)</sup>。つまり、同行の設立は地元の士族と平民が、当初からある一定の資金を分担する形で協力していたものと言えるのである。

---

<sup>17)</sup>前掲『第八回福岡県勸業年報』107丁。

表 1 1886年10月三池銀行株主

	1886年10月	族籍	住所	創立委員	発起者	創立時役員	資産額(円)	経 歴 等	自由民権	1895年 6 月	86年との差
井上 収蔵	40	*	江浦町			取締役		江浦村長		36	4
今村 広門	30	*	宮 部	*				戸長, 郡連合会議員	*	30	0
旗崎 徳治	20	*	田 尻						*	20	0
武藤 徳蔵	20	*	田 尻				10,300	大庄屋, 篤農家		20	0
椎崎 千之	20	*	倉 永	*		取締役		戸長, 県議, 禁酒運動	*	20	0
清水 岩蔵	15	*	久福木				18,000	郡会議員	*	15	0
松岡 進士	15	*	倉 永	*				戸長, 郡書記, 県議, 倉永村長	*	15	0
多賀 安邦	10	*	橘	*		取締役			*	10	0
永江猪十郎	10	*	江浦町	*				江浦村長, 郡会議員, 県議	*	10	0
古賀次三郎	10	*	今 福					岩田村長		10	0
佐野 釣人	10	*	倉 永						*	10	0
樺島与三郎	10	*	橘				5,000	大庄屋, 郡書記, 県議	*	10	0
淡輪 止敬	10	*	江浦町						*	10	0
江口 忠蔵	10	*	江浦町						*	10	0
樺島 益脩	10	*	上楠田	*				大庄屋, 戸長, 二川村助役		5	5
浜田 平一	8	*	宮 崎					戸長	*	8	0
佐々木七五三	8	*	上楠田	*				村長, 郡会議員, 県議	*	8	0
安部 胖	6	*	宮 崎	*					*	6	0
水野 澄治	5	*	田 尻	*				小学校長, 郡書記, 大牟田町長	*	5	0
南部 文蔵	5	*	下楠田						*		5
角 省吾	4	*	倉 永						*	4	0
渡辺 純一	4	*	舞 鶴					県議, 郡会議員	*	4	0
石橋新八郎	4	*	倉 永						*	4	0
関 唯雄	3	*	江浦村					江浦村長	*	3	0
宮地嘉次郎	3	*	徳 島							3	0
三坂巳三郎	2	*	徳 島							2	0
永松 閑	2	*	今 福							2	0
佐野 乙造	1	*	下飯江							1	0
里屋 直記	1	*	田 浦						*		1
古賀 久次	175		江浦町	*	*	取締役					175
松尾 惣作	100		岩 津	*	*	取締役	17,500			100	0
田代 儀平	40		江浦町		*	取締役	12,600			40	0

	1886年10月	族籍	住所	創立委員	発起者	創立時役員	資産額(円)	経歴等	自由民権	1895年6月	86年との差
二宮菊太郎	40		江浦町				12,600			20	20
二宮吉次	30		江浦町				5,350			30	0
古賀仁作	20		江浦町							10	10
松尾とみ	20		岩津							20	0
永江純一	16		江浦村	*		頭取		戸長, 県議, 代議士等	*	16	0
野田儀平次	12		岩津				12,700			12	0
荻原斗一	10		江浦町							10	0
馬場久市	10		江浦町				6,100			5	5
荻原萬蔵	10		江浦町							10	0
野田卯太郎	10		岩津	*		支配人		県議, 代議士等	*	10	0
荻原郁治	4		宮部							4	0
久保田菊次	3		徳島							3	0
石橋卯十郎	2		田尻							2	0
宮地庄平	2		徳島							2	0
浦家 淑								江浦村長, 都会議員		176	176
武田松五郎										20	20
古賀伊三郎										10	10
馬場 卯一										5	5
津留 秀造										5	5
南部 忠文										5	5
松岡 直行										4	4

備考 合計 800 \*印は 土族 村名、\*印は 徳島は 創立委員 発起者 \*印は自由民権運動参加者 合計 800

1886年10月の持株数, 族籍, 住所は『三池銀行申合規則』

『三池郡誌』によれば, 武藤徳蔵, 樺島与三郎, 樺島益備は大庄屋出身となっているが, 族籍は資料通り「土族」とした。

創立委員は『三池銀行定則草案』(明治19年6月)

創立委員には表示した以外に由布惟允(土族)がいる。同人の予定持株は荻原郁治が肩代わり。

発起者は『私立銀行創立願』(明治19年10月)

創立時役員は「役員名簿」(明治19年10月7日)('銀行関係資料)。

資産額は, 安永要蔵, 井ノ口金太郎『明治廿年度決算 福岡県内豪家一覧表』(福岡大学松下研究室復刻)に掲載されている, 各資産額階級範囲における最低額を表示。

経歴等は『三池郡誌』

自由民権は, 『福岡県史 近代資料編 自由民権』所収中の「人名索引」によって, 何らかの形で運動に参加していたと思われる人物を拾った。

1895年6月の持株数は三池銀行『第十八期営業報告書』

ところで、同表に示した創立委員は13名であるが、前述の株を肩代わりされた1名を合わせると14名となり、その族籍内訳は士族が10名、平民が4名で、このことから同行が士族と平民が協力して設立されたことが推測されよう。ただ、同表にも示したとおり、県に提出した『私立銀行創立願』に記された発起者は、理由はよく判らないが平民中の上位大株主3名に限られている。

さてそれでは、各株主の持株数に触れておこう。先ず、特徴的なのは士族株主の持株数が段階的に平準化されていることであり、且つ、10株未満の零細株主が多いということである。限られた資力の中で、広く多数の株主を糾合しようとした様子が窺える。それに対して平民株主の中には、抜群の大株主が2名いる。即ち、持株数175株の古賀久次と同100株の松尾惣作である。両者とも創立委員であり、又、発起者でもあることから、持株数の大きさと合わせて銀行設立の中心にいた人物と思われる<sup>19)</sup>。その他の株主は平民においても士族株主と同様に、資力に応じて同数の株式を所有するいくつかのグループに分割されている。ところで、これらの株主は郡内においてどのような地位を占める人々だったのだろうか。先ずは、資産家かどうかという点から確認しておこう。同表に資産額を示した人物は最低資産額が五千円以上の人物である<sup>20)</sup>。その人数は士族が3名、平民が6名となっており、株主数からして平民の資産家比率が士族よりもずっと高いし、士族資産家の内、武藤徳蔵と樺島与三郎、益脩は出自が大庄屋であるとされているから<sup>21)</sup>、純

<sup>18)</sup> 肩代わりされた人物は由布唯允で、彼は創立委員でもあったことから、当然株主として参加する予定だったと思われる。事実、彼の名前は株主名簿中に記載されていたものが抹消されて、荻原郁治の名前が書き込まれているのである。

<sup>19)</sup> 明治19年6月付の「三池銀行創立委員」名で出された株式申込勧誘文書（『銀行関係資料』）中に「本月二十日限り江浦町古賀久次方工株数申込アランコトヲ乞」という文言があることから推測して、創立事務所も古賀久次の自宅に置いてあったものと思われる。

<sup>20)</sup> 資産家の析出は安永要蔵・井ノ口金太郎『明治廿年度決額 福岡県内豪家一覧表』（福岡大学教養部松下研究室復刻）によった。

<sup>21)</sup> 三池郡教育会『三池郡誌』387, 392, 395頁。

粹な士族資産家は極めて限られていると言ってよいだろう。一方、平民株主では17名中6名が資産家であり、その比率は相当に高いと言えよう<sup>22)</sup>。又、三池郡内の資産家総数が25名であることから言えば、9名の資産家が株主として参加しているということは、郡内資産家の三分の一以上を結集しているということになり、その割合は低くないように思われるのである。ところで、資産家とされる人物についてその持株数を見ると、平民株主に関しては上位株主が多い様に思われるが、士族株主では必ずしもそうはなっていない。ここでは確認できないのであるが<sup>23)</sup>、士族株主の持株数は資力だけではなく、旧藩時代の地位といった様な要因をも考慮して決定されたのかもしれない。

さて、次に株主の住所を見てみよう。殆どの株主は三池郡内に居住しており、宮地嘉次郎、三坂巳三郎、久保田菊次、宮地庄平の4名が山門郡在住者である。しかし、山門郡とはいっても彼らは全て徳島村在住者で、徳島村というのは矢部川の南岸にあって江浦村に接しており、地理的には山門郡というより三池郡とでもいうべき場所であるから<sup>24)</sup>、遠隔地に住む株主というわけではない。又、この4名は士族が2名、平民が2名であるが、いずれもその持株は3株以下で零細な株主であると言える。さらに、三池郡在住者に関してその居住地をもう少し詳しく見ると、三池銀行の本店が置かれた江浦町、及びそれに隣接する江浦村の住民が13名を占めて最も多く、殊に平民株主に限れば17名中9名と過半数を占めている。その他の株主も三池郡の北部(概ね旧柳川藩領)に限られており、南部に居住する者は見当たらない。つ

<sup>22)</sup> 前掲『明治廿年度決算 福岡県内豪家一覧表』に掲載されている三池郡内の資産家は25名である。

<sup>23)</sup> 士族株主の中で旧藩時代の石高が判明するのは、多賀安邦150石、松岡進士100石、椎崎千之50石の3名だけである(「元治元年分限帳」,「文久、慶応、明治家中変遷」(柳川市史編纂委員会『柳河藩立花家分限帳』所収)による)が、彼らの持株数は必ずしもこの石高に対応しているわけではない。

<sup>24)</sup> 市町村制の実施に伴う再編によって、山門郡徳島村は三池郡江浦村に編入される。



まるところ、創立時の株主は三池郡内でも旧柳川藩領域内在住者によって構成されていた、と言ってよいであろう。ところで、同じ旧柳河藩領域内において第九十六国立銀行が設立されている。同行は国立銀行の例に漏れず士族が中心になって設立されているが<sup>25)</sup>、同行の明治14年下期時点での株主は86名で三池郡在住者は4名に過ぎず、その中に三池銀行創立時の株主を見出すことは出来ない<sup>26)</sup>。ということは三池銀行設立に参加した士族は柳川藩士族の内第九十六国立銀行の設立に参加しなかった、三池郡居住者達ということになる。即ち、創立時の出資者構成から言えば、三池銀行は旧柳河藩領三池郡における士民合併の一種の国立銀行的性格を有する銀行とも言えよう。

さて、このような士族と平民の両者によって構成されている三池銀行の株主であったが、彼らを結び付けた要因を探ってみたい。先ず士族株主であるが、表示したように、確認できただけで29名中17名が自由民権運動に参加していた人物である<sup>27)</sup>。即ち、士族株主は三池郡内における自由民権運動を通じて結び付いた人々を中心にして構成されていたと言ってよいであろう。それに対して、平民株主中で自由民権運動への参加が確認できたのは永江と野田の2名であって、その他の人物については運動への参加は不明である。しかし、前述のように彼らの大半は江浦町、江浦村在住者であり、そのような点から言って地縁によって結び付いていた可能性が大きい。さらに、資産家の住所を見ると上記2箇所以外に在住する資産家が士族と平民を合わせれば5名含まれており、その点から言えば、郡内資産家のネットワークからも株主はリクルートされていたと思われる。そして、そのようなグループを組織したのは、平民でありながら自由民権運動に参加していた永江、野田の両名

<sup>25)</sup> 第九十六国立銀行の株主構造に関しては、迎由理男『第九十六国立銀行』（『福岡県史 通史編近代産業経済（一）』所収）1430頁参照。

<sup>26)</sup> 第九十六国立銀行『第六回半季實際考課状』。

<sup>27)</sup> 三池地方の自由民権運動に関しては『福岡県史 近代史料編 自由民権運動』の「解説」に文献一覧がある。

である可能性が高く、中でも江浦村に居住していた永江が、自由民権運動によって結び付いていた士族グループと江浦という地域を中心に構成されていた平民グループの間に立って、銀行設立のための株主の組織化を推進する中心的役割を果たしていた可能性が大きいと言えるだろう。事実、永江は三池銀行の初代頭取に就任しているし、野田は支配人として実務上の実権を永江と共に掌握したのであろう。

さて、その後の株主動向に触れておこう。とは言っても、残念ながら株主名簿は1895年まで不明であって、その間の推移は不明である。ただ、株主数だけは『福岡県統計書』によって確認し得るので、それを表2に表示しておこう。同表によれば、88年には株主数は47名で創立時より1名の増加となっている。郡別では山門郡の株主数が創立時には4名であった者が5名になっており、増加した1名は山門郡の株主であり、又、同郡の株金額から見て、創立時の山門郡株主の持株数が10株であったことから、当該株主の持株数は4株であった可能性が高い。その後、99年には山門郡の株主数は4名の減少となるが、これは先にも触れたとおり同郡徳島村が三池郡江浦村に編入され

表2 地域別株主数・株金額

	1888	89	90	91	92	93	94
株主数							
三池郡	42	46	48	48	49	49	49
山門郡	5	1	1	1	1	1	1
合 計	47	47	49	49	50	50	50
株金額 (円)							
三池郡	19,650	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900	19,900
山門郡	350	100	100	100	100	100	100
合 計	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

各年次 『福岡県勸業年報』

た結果である。その後は、株主数が47名から49名、50名と増加しているが、全体として見れば株主の異動は極めて限られていたとすることができよう。それでは表1に戻って、創立時と1895年上期末の株主とを比較してみよう。移動した株式総数は225株で全体の28%に当たる。ただ、その中身を見ると、創立時に最大の株主であった古賀久次が全持株を手放しており、それをほぼそっくり浦家瀨が引き継いだ影響が大きく、それを除けば移動株式数は僅かである。その他の移動に関して見れば、個々の事例の移動株式数と移動先人名から推定して、二宮菊太郎の持株20株が武田松五郎に、古賀仁作の10株が古賀伊三郎に、馬場久一の5株が馬場卯一に、南部文蔵の5株が南部忠文に、樺島益脩の5株が津留秀造に、そして井上収蔵の4株が松岡直行に移動したものである。古賀、馬場、南部については名字が同一の人物間での移動だから、縁戚間での譲渡であろう。もしこの推測が当たっているとすれば、他人に株式が移動した事例は浦家の例を含めて4件に過ぎず、株主数の推移からも推測されたように、三池銀行の株式移動は非常に狭い範囲に限定されていたということになるだろう。要するに、そもそも資本金額が小さく、創立時の株主の組織化が限られた範囲で可能であった明治前半期の地方中小銀行の株式の流通範囲というのは、「顔が見える範囲」でしかなかったのである。

#### 4. 役員構成

次ぎに、依拠できる史料が限られており、重要な点が不明のままになっているが、表3によって明治前期における三池銀行の役員構成を見ておこう。創立時の役員であるが、頭取には先にも触れたように永江純一が就任しているが、彼の持株は16株に過ぎず、株主全体では46名中14位であるものの、平民株主中では17名中9位でしかない。従って、彼の頭取就任は出資額によるものでないことは明らかであり、さらに、それ以前に国立銀行等に関係した

表3 三池銀行役員

	1886年10.7	93年下半年期	95年上半年期
頭 取	永江 純一		
専務取締役		浦家 淑	浦家 淑
取 締 役	椎崎 千之	松尾 惣作	松尾 惣作
取 締 役	多賀 安邦	多賀 安邦	多賀 安邦
取 締 役	古賀 久次	旗崎 徳治	旗崎 徳治
取 締 役	井上 収蔵	佐野 釣人	佐野 釣人
取 締 役	松尾 惣作		
取 締 役	田代 儀平		
支 配 人	野田卯太郎		
監 査 役		今村 広門	今村 広門
監 査 役		井上 収蔵	井上 収蔵
監 査 役		椎崎 千之	椎崎 千之

1886年10月7日は「役員名簿」(『銀行関係資料』)

93年下半年期は「福岡日日新聞」広告

95年上半年期は「第十八期営業報告書」

経験もないことから、頭取に選ばれた理由は戸長経験者<sup>28)</sup>としての地域的な影響力と同行設立時における役割に因るものだったのであろう。次いで、取締役には椎崎、多賀、古賀、井上、松尾、田代の6名が選出されているが、この6名の族籍を前掲表1によって確認しておく、椎崎、多賀、井上の3名が士族で、古賀、松尾、田代の3名が平民ということになる。又、彼らの持株数は井上が40、椎崎が20、多賀が10であるのに対して、古賀が175、松尾が100、田代が40である。つまり、平民の取締役は持株数上位3名が選出されているのに対して、士族取締役では必ずしも持株数上位の株主が選出されているわけではない。彼ら3名が何を基準にして取締役に選ばれたのかは不明だが、3名の住所がそれぞれ異なっていることから、地域代表的性格を

<sup>28)</sup>永江純一は江浦村、永治村の戸長を経験している(前掲『三池郡誌』368頁)。

有していたのかもしれない。又、役員ではないが支配人には、これも先述したが野田卯太郎が就いている。この創業時の役員は、1887年末に多少の変更があった。即ち、「一取締田代儀平支配人野田卯太郎辞任ノ儀（認）許否ノ件 右認許可致事二決ス」<sup>29)</sup>（カッコ内は抹消部分）として、取締役田代儀平と支配人野田卯太郎が辞任を申し出て、それが重役会において承認されているのである。何故この時期に早くも役員の変更があったのか、その理由は不明であるが、特に銀行設立の計画段階から中心的な役割を演じてきたと思われる野田が支配人の地位を退くというのは、同行の経営にとっては大きな影響があったと思われる。

この役員構成は、93年には大きく変化している。先ず気付くことは、頭取職がなくなって、その代わりに専務取締役が新設されており、そこには浦家淑が就任しているのである。前述のように、彼はこの時点での最大株主であり、それがトップの地位に就いた最大の理由であろう。浦家は後に江浦村助役や江浦村選出の郡会議員を務めることになるが<sup>30)</sup>、銀行家としての経験があったかどうかは定かではない。取締役は松尾、多賀、籾崎、佐野といった陣容になるが、この4名の内平民は松尾だけで、彼は持株数100株で浦家に次ぐ大株主である。残りの3名は士族であるが、持株数は籾崎が20株、多賀と佐野はそれぞれ10株で、創業時と同様に必ずしも士族中の上位株主というわけではない。ここでもかれら3名の住所はそれぞれ異なっており、士族取締役はこの時点でも地域を考慮して選出された可能性がある。又、93年には監査役が3名いるが、この内で井上と椎崎は創立時の取締役から回ったもので、今村だけが新たに役員陣に入った人物である。彼らは全員士族で、その持株数は士族株主としては上位3位までを占めている。何故、監査役が全て士族によって占められたのかは判らないが、同職に就任した人物は結果的に

<sup>29)</sup>「明治二十年十二月十九日臨時重役会」（前掲『雑紙 壺』）。

<sup>30)</sup>前掲『三池郡誌』47, 467頁以下。

は出資額によって選出されたということになる。結局、93年時点での役員を族籍別に見れば、専務を除く7名の内士族が6名に上り、数の上では士族が平民を圧倒するという、おそらく私立銀行としては極めて珍しい役員構成になったのである。

## 5. 創業期の営業

ここでは先ず最初に、表4の1887年上期決算によって三池銀行開業当初の営業に関して見ておこう。同行の開業当初の決算期が何月であったのか確定的なことは言えないのであるが、1894年1月の『福岡日日新聞』に掲載されている1893年下期の決算公告が、「三ヶ月」となっていることから見て、当初は3月と9月に決算をしていたものと思われる。従って、97年上期の決算は開業後約10ヶ月を経た、原資料にも表記されているように、1887年9月の状況を表していると考えてよいだろう。さて、同期の決算によれば、資産＝負債合計額は23,429円とある。負債について見れば、資本金の20,000円が大部分を占め、預金は定期預金のみが3千円弱計上されているに過ぎない。開業から1年近くが経過しているにしては、いかにも少ないように思われる。資産の内訳は、貸付金が11,881円でトップを占めている。歩質貸付金（先に触れた動産歩入による貸付金のことと思われる）は2,840円で資産全体の12%を占めていることから、開業当初は一定の重要性を持った営業種目であったと言えよう。その他では、金銀紙幣が6,494円と資産全体のおよそ28%をも占めており、開業当初で資金運用が軌道に乗っていないことを窺わせる。いずれにせよ、開業から1年を経過していない地方零細銀行としては、まだまだ近代的な銀行業と称し得る程の内容を備えているわけではない。従って、半期利益金も450円に過ぎず、資本金利益率も4.5%に止まっている。

さらに、97年上期と下期の収支について表5によって稍詳細に見ておくこ

表4 明治前期決算 (円, 単位未満切捨)

	1887・上	87・下	93・下	95・上
株 金	20,000	20,000	20,000	20,000
積立金	6	22	444	538
預 金			10,473	
定期預金	2,915	5,140		1,166
当座預金				3,589
借据金	47			
前半期繰越金	9	0	50	7
当半期利益金	450	840	326	742
貸付金	11,881	7,544	25,671	19,441
当座貸越			2,070	2,070
歩質貸付金	2,840	5,322		
貸付利息未収入		538		
歩入利息未収入		114		
蔵敷料未収入		25		
貸地料未収入		28		
家屋料未収入		2		
貸据金	526	304		
地所家屋什器			2,085	
地 所	918	865		456
家 屋	519	570		
什 器	77	84		191
所有地所				753
所有家屋				851
創 立 費	171	153		
金銀紙幣	6,494	6,035	1,468	2,281
合 計	23,429		31,294	26,044
期 間	87. 3 ~ 9	87.10 ~ 88. 3	93.10 ~ 12	95. 1 ~ 6

1887年上期は『明治二十年九月 半期末決算関係書類 永江』  
 87年下期は『二十年四月ヨリ九月迄出納表』より算出, 合計不一致  
 93年下期は『福岡日日新聞』決算公告  
 95年上期は『第十八期営業報告書』

とにしよう。先ず、97年上期の収入として株金10,000円が計上されていることから、同行は少なくとも2回に分けて資本金の払込をしたことが判る。又、預金の受入は上期が3,344円、下期が5,442円と順調に増加しているが、支出

表5 1887年上・下期収支(円, 単位未満切捨)

収 入	1887・上	87・下	支 出	1887・上	87・下
前期ヨリ繰越高	2,604	6,035	貸付金	11,770	9,512
株 金	10,000		貸付金別途	615	450
預 金	3,344	5,442	歩入金	6,014	12,056
貸付元金受取	4,283	5,175	預金返戻	524	3,217
歩入元金受取	5,593	9,574	敷金返戻	10	
別途貸付金		672	地所代	103	142
元金受取			家屋代	369	51
積立金	7	23	什器代	30	7
敷 金	10		修繕費		39
繰越金	9		創立費	89	18
地所売却代		195	小 計	19,524	25,491
小 計	25,850	27,116			
貸付利息金	151	383	預金利息		40
前期中収入スヘキ分	59		前期中支出スヘキ分		
第一期分		34	第一期分		18
第二期分		146	差引額		22
差引額	92	203	預金利息未支出	47	64
貸付利息金未収入	257	538	営業税	14	21
貸付利息金別途	21	42	租 税	9	19
歩入利息金	128	234	営業費	14	31
前期中収入スヘキ分	46		営業費	1	
第一期分		17	借地料		6
第二期分		66	借家料	6	16
差引額	82	151	給 料	132	156
歩入利息金未収入	79	114	旅費日当	15	35
蔵敷料	12	26	雑 費	9	22
前期中収入スヘキ分	9		小計*1	248	401
第一期分		1			小計*1不一致
第二期分		5	外前期中支出スヘキ分計		18
差引残	3	20	支払済	201	336
蔵敷料未収入	15	25	未支出	47	64
貸地料		43	總 計	19,772	25,891
第一期分		7	外前期中支出スヘキ分計		18
第二期分		27	支払済	19,725	25,827
差引額		9	未支出	47	64
貸地料未収入		28	外前期中ノ分	1	



収 入	1887・上	87・下	支 出	1887・上	87・下
家屋料	18	47			
第二期分		14			
差引額		33			
家屋料未収入	17	2			
地所得金	55				
雑収入	59	48			
地所売却益金		28			
小計 * 1	698	1,241			
外前期中収入スヘキ分	114				
第一期分		59			
第二期分		258			
小計 * 2	812	1,557			
収入済	369	808			
未収入	443	749	収支差額	6,776	2,450
総 計	26,548	28,357	前期中収入スヘキ分	115	
前期中収入スヘキ分	114		第一期分		59
第一期分		59	第二期分		258
第二期分		258	現金	6,494	2,097
収入済	26,219	27,924	未収入	396	685
未収入	443	749	外前期中未収入ノ分	23	180
				収支差額と 現金未収入 合計不一致	収支差額と 現金未収入 合計不一致

小計 \* 1 は各費目について差引残と未収入の合計、差引残や未収入がない費目については、そのまま加算。

小計 \* 2 は小計 \* 1 と外の合計

総計は小計と小計 \* 1 の合計

収支差額は総計同士の差額

1887年上期と下期では小計の算出方法が異なるので、統一したが下期については小計額が不一致。原資料の数字を採用。

同様に、総計の算出方法が異なる結果、収支差額の算出方法が異なる。算出方法は統一したが、数値は原資料と計算結果が不一致。原資料の数字を採用。

「二十年四月ヨリ九月迄出納表」(『明治二十年九月 半期末決算関係書類 永江』)(『銀行関係資料』)

「二十年十月ヨリ廿一年三月迄出納表」(同前)

欄の預金返戻額を見ると上期が523円であるのに対し下期は3,217円と急増しており、結局預金残高の増加額は上期が2,800円余であるのに比して下期は2,200円強に低下している。預金の伸びは、思うに任せなかったということ

であろう。次いで本来の収入であるが、上期の利息収入では貸付利息の当期中の収入が92円、未収入が257円、歩入利息は当期中の収入が82円、未収入が79円となっている。下期では貸付利息の当期中の収入が203円、未収入が538円、歩入利息では当期分が151円、未収入分が114円となっており、上期に較べると利息額は貸付では2倍以上、歩入でも1.5倍を超える額に上っている。又、収入とりわけ当該期の収入という面から言えば歩入貸付の比重は、期間が短いだけに残高で見るとよりもずっと大きな地位を占めていることになる。又、未収入分を含めた貸付と歩入の利息収入合計は上期では510円となり、本来の収入（表5の収入欄の小計\*1）の内の73%を占めており、下期では1,006円で同じく80%を占めていることになる。他方、両者共に「前期中収入スヘキ分」がかなりの額に上っていることから、利息の回収が遅れがちであったことが予想されよう。その他の収入では雑収入が60円近くもあるが、その内容に関しては不明と言う他はない。

支出費目の貸付金と歩入金の金額を見ておくと、上期では貸付金が歩入金  
の2倍弱であるのに対して、下期では貸付金が前期に比して減少しているの  
に対して歩入金は前期比で2倍になっており、歩入金が貸付金を上回る結果  
になっている。季節的な要因もあり、期間が短いということも考慮されるべ  
きであろうが、商品抵当の短期貸付たる歩入貸付が好評であったことを窺わ  
せる。又、支出に計上されている貸付金と歩入金を収入に計上されている同  
元金受取を較べると、上期では貸付は3期（1年半）で1回転しており、歩  
入はほぼ1期で1回転しており、下期になると貸付は2期弱で1回転してい  
ることが知られる。即ち、下期になると特に貸付の回転が速くなっているこ  
とになる。さらに、支出に関して見れば、上期では地所代と家屋代が合計  
で470円に上っており、同行が未だ施設整備の途上にあることが推測される  
が、下期になると両者合計で200円以下となっており、施設の整備が一段落  
したことを窺わせる。

ところで、本来の支出項目（表5の支出欄の小計\*1）では、上期、下期共に未払分を合わせても預金利息の占める比率は全体の20%にも達せず、決算の検討でも触れたところであるが<sup>31)</sup>、同行における預金の地位がまだまだ低いことが再確認される。それに対して、大きな支出費目は「給料」であり、上期では支出の過半を占め、下期でも40%近くに達している。結局、収支の差額は上期では6,775円となり、未収入分を除いた6,494円が決算中の現金勘定として計上され、本来の収入と支出との差額450円が当半期利益金として計上されている。又、下期については上期とは計算方法を異にしており、合計額も合わないことから多少曖昧になるが、原資料の数字に因れば収支差額は2,449円、本来の収入と支出の差額は840円となる。つまり、当半期利益は840円程度と推測可能であり、そうであるとすれば上期に比して400円近い増益となる。要すれば、97年上期の利益は利息支払いの少額なことによって実現され、下期の増益は貸付利息収入の増加によってもたらされたと言える。問題はそのような利息収入の増加がどのような要因によるものか、ということであろう。上期に比して貸付金額的には歩入の増加が大きかったが、利息収入そのものの増加率は貸付金の方が大きかったのであって、つまりは市中利子率の上昇が重要な役割を演じていたのではないかと考えられるのである。

次に、表6によって店別の営業に関して極く簡単に見ておこう。検討できるのは1888年下半期の収支に関してのみである。同年の収支については表5に示したものと計算方法や作成過程等において異なると思われるものの、本店と横須出張所に関する収支計算を知ることができる。ところで、この横須出張所は「一大牟田江倉庫ヲ建築シ出張所ヲ設ケ歩入ノ営業ヲナサントス其得失如何 右八速二着手スルヲ可トス」<sup>32)</sup>として1887年2月16日の役員

<sup>31)</sup>下期の収支に関する資料から1887年下期の決算表（貸借対照表）を作成しようとしたが、費目の対応関係に不明の点が多く断念せざるを得なかった。

<sup>32)</sup>「明治二十年二月十六日役員会」（前掲『雑紙 壺』）

表6 1888年下期店別収支 (円, 単位未満切捨)

収 入	本店	横須出張所	合計	支 出	本店	横須出張所	合計
前期ヨリ繰越高	4,409	1,626	6,035	貸付金	5,086	4,426	9,512
預 金	4,175	1,267	5,442	貸付金別途		450	450
貸付元金受取	4,298	650	4,948	歩入金	4,740	7,316	12,056
歩入元金受取	3,271	6,231	9,502	預金返戻	2,967	150	3,117
別途貸付元金受取		672	672	地所代		142	142
積立金	23		23	家屋代		51	51
繰越金				修繕費		31	31
出張所	1,038		1,038	創立費	18		18
入金延滞	4		4	小 計	12,810	12,566	25,376
本店ヨリ入		2,700	2,700	預金利息	40		40
小 計	17,217	13,146	30,362	営業税	14		21
貸付利息金	304	50	354	租 税		19	19
歩入利息金	123	110	234	営業費	28	7	36
蔵敷料	16	10	26	出張所	4,688		4,688
貸地料		16	16	石 代	8		8
家屋料		47	47	給料旅費日当	70	75	145
敷地料		9	9	雑 費	6	16	22
雑収入	8	38	46	備品代		7	7
菜種代	72		72	別途費		1	1
小計*1	523	280	804	利子過収返済		1	1
総 計	17,740	13,426	31,166	不明*		3	3
				小計*1	4,854	135	4,989
				総 計	17,664	12,701	30,365
				収支差額	76	725	801

不明\*は原資料に費目の記載なし

総計は小計と小計\*1の合計

収支差額は総計同士の差額

本店は「廿年十月ヨリ廿一年三月二至 本行分」(『明治二十年九月 半期末決算関係書類 永江』)  
(『銀行関係資料』)

横須出張所は「明治廿年後半期出納計算表 出張所分」(同前)

会において設置が決定されたものである。当時、横須には官営三池炭鉱の分局が置かれ、明治15年には三池炭山附属製作所が建設されていることから<sup>33)</sup>、前記引用文にも「歩入ノ営業ヲナサントス」とあるように、鉱山に出入りする商人を相手に短期の金融を中心にした営業活動をする目的で出張所の設置になったものであろう。それはさておき、本店と出張所の収支を示したのが表6である。同表によれば、預金の受入額では本店が4,175円であるのに対

<sup>33)</sup>大牟田市史編集委員会『大牟田市史 中巻』442頁。尚、横須村は現在の西鉄大牟田線新栄町駅を挟んで東西に伸びる地域。

して出張所は1,267円と三分の一にも満たないが、預金返戻金は本店が2,967円なのに対して出張所は150円に過ぎず、期中の預金残高増加額で見れば両者ともほぼ同じ金額ということになってしまう。又、貸出においては貸付金では本店の5,086円に対して出張所が4,426円とほぼ同額であり、歩入金に至っては4,740円に対して7,316円で出張所の方が本店を大きく上回っている。つまり当初の予定通り、融資業務、特に歩入金を中心とする短期の融資業務に関しては出張所の方が活発であったと言える。さらにこれらの金額と元金受取額を比較すると、本店の貸付金では元金受取額が貸付額の84%、歩入金では69%であるのに対して出張所ではそれぞれ15%、85%となっている。即ち、本店では本来長期の与信業務たる貸付金の方が回転が速いことになり、いわば貸付金と歩入金の性格が転倒しているという事態を招いている。他方、出張所の方は逆に本来の姿を見せているということになる。このようになった理由はよく判らないが、おそらくは借り手の相違、つまりは、出張所の方が少なくとも短期資金を必要とする商人層をより多く顧客として抱えていたのではないかと思われるのである。開業当初であるにもかかわらず、預金の吸収（定着）にしても、融資業務の活発さと本来的性格という面でも、出張所が果たしていた役割は大きかったと言ってよいであろう。但し、本来の収入という点から言えば、本店の利息収入が貸付金が304円、歩入金が134円であるのに対し出張所は50円と110円で、本店の方が大きな収入を挙げている。又、出張所の貸付金は収入利息額と元金受取額の少なさから見て、不良債権化している可能性も否定できない。このような点から言えば、本店が同行の営業成績において有している意義は小さくないということであろう。

ところで、決算にも収支内訳にも予定業務の項で触れた「為替」という費目は見られない。同行が予定していた「為替」業務は、その内容からいって地域的な特性を表す極めて興味深いものであったが、ここで検討した限りにおいては、実行されずに終わったものであろうか、残念ながらその実態を知るこ

とはできなかった。ただ、開業後一年近く経っても「一礦山局納品代為替ニ付テ八本人納人ト特約ヲ結ヒ同局承諾ノ上相当ノ手續相立取引致度候 右原案ニ決ス尤取引手續ハ充分注意致スヘキコト」<sup>34)</sup> ということ、具体的な実施方法が未確定なままである。従って、当該業務に関しては礦山局との間で実施方法に関する合意がなかなか得られなかった可能性がある。その後三井による三池炭鉱の落札があり、結局は三池炭鉱の払下に伴って88年末には礦山局が廃止されたために、三池銀行が当初予定していたような「為替」業務は実行に移されないままに終わってしまったということなのかもしれない。

## 6. 明治前期の営業

次いで、1888年から92年までの三池銀行の主要勘定科目の推移を簡単に見ておこう。この間は『営業報告書』も新聞紙上の決算公告も使用できないので、『福岡県統計書』に掲載された数字を示した表7によって極く簡単に検討する他はない。さて、同表によれば三池銀行の資本金は、この間2万円で終始しており増資された形跡はない。又、積立金も88年から92年にかけて600円余増加しただけであって、要するに、同行の自己資本は殆ど変化していないということである。さらに、預金残高動向を見ておくと88年の4,747円であったものが91年には15,405円へと3倍以上に増加しているものの、翌92年には一挙に7千円台にまで激減している。一方、この間の年間預金高は88年の8,700円から92年には20万円を超える水準にまで激増しているが、同表に表示した93年以降の数字と比較しても、さらに後述する95年上期の『営業報告書』に示されている数字から見ても信用しがたい（因みに93年以降の数字も『営業報告書』と較べると小さすぎて信用できない）ので、これ以上の言

---

<sup>34)</sup>「明治二十年九月十六日重役会」（前掲『雑紙 壱』）。

表 7 三池銀行主要勘定 (円)

年次	1888年	89	90	91	92	93	94	95
資本金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
普通積立		199	252	329	586	444	501	576
年末預金残高	4,747	6,570	11,792	15,405	7,029	10,474	6,388	5,034
年間預金高	8,770	28,473	97,608	192,796	201,126	15,848	5,640	2,701
年末貸付残高	19,828	19,785	19,491	26,605	19,003	27,742	24,667	22,299
年間貸付高	25,860	20,536	45,367	16,985	13,329	18,428	12,345	49,987
代金取立手形貸付			23,087					
預貸率 (%)	417.7	301.2	165.3	172.7	270.4	264.9	386.1	443.0
年間預金高 - 残高増加額		26,920	92,385	189,184	209,501	12,404	9,726	4,055
預金残高増加額		1,823	5,223	3,612	8,376	3,445	4,086	1,354
貸付残高増加額		43	294	7,114	7,602	8,739	3,075	2,367

各年次『福岡県統計書』

及は避けておきたい。とにかく、同行の預金残高の増加額は小さく、特に91年から92年にかけての大幅な減少は、その間の事情を詳らかにし得ないが、同行の経営に大きな打撃になったものと思われる。他方、貸付残高の動向は88年から90年にかけては横這い状態で推移しており、その結果、預貸率も400%から165%にまで低下したものの、翌91年には預金残高の伸びを上回って26,605円に達している。92年には預金残高の減少に伴って90年の水準を下回っているが、それでも預金残高の減少ほどには減少していないため、同年の預貸率は270%にまで上昇するという結果になっている。つまり、同行の92年までの営業は90年恐慌の影響を大きく受けたという形跡はないものの、預金吸収が順調にはいかず業容の拡大には限界があったと言わざるを得ないだろう。

ところで、同行は1888年から90年にかけて業務の拡張を企図して、増資を実行しようとしていたのである。先ず最初に1888年4月に増資を議するため以下のような株主総会案内状が、株主に発送される予定だったと思われる。

第三回計算報告及利益配当ノ為メ本月廿九日当行ニ於テ定式株主総会相開キ引続本行株数増募之件ニ付定則第廿七条ニ基キ臨時総会相開候条同日午

前九時無延引御参会有之度此段及御通知候也 三池銀行頭取 明治廿一年  
四月二十日 永江純一<sup>35)</sup>

さらに、その増資案の内容は以下の通りである（引用文中のカッコ内は抹消部分）。

- 一 増株（四）六百株 此金（壹万円）壹万五千元  
外金壹千五百円 是八壹株ニ付貳円五十銭宛増金  
払込期限及其割合八左ノ如シ
- 第一回 六円八十七銭五厘 二十一年四月十五日限り
- 第二回 同 二十一年七月十五日限り
- 第三回 同 二十一年十月十五日限り
- 第四回 同 二十二年壹月十五日限り

説明 本行曩日ニ貳万円之資本金ヲ以テ創立セシ処爾来日二月ニ運動ノ緒  
ニ就キ横須出張所設置以来歩入ノ業務日ヲ追テ頻（雑ヲ）繁ニ趣キ随テ  
島原着津等ノ為替業務モ（取組ミシニ）結約セントセシニ何分現今ノ資本  
ニテハ運転不自由ヲ感シ候ニ付此度本行ノ資本金標記ノ通り増募シ行務ヲ  
拡張セント欲ス且又外書ノ金員八（本行）別途積立金トナシ以テ（不時ノ  
費途ニ充ン欲ス）将来本行ノ基礎ヲ鞏固ニシ勤メテ繁栄ヲ希図セント欲  
ス<sup>36)</sup>

先ず、増資額であるが当初は1万円を予定していたようだが、1万5千円  
に変更されている。さらに、1割のプレミアムが付せられる予定となってい  
る。払込回数は9ヶ月間にわたって4回となっている。注意すべきは増資の

<sup>35)</sup>「総会案内状（案）」（前掲『雑紙 壹』）。

<sup>36)</sup>「議案」（『明治二十三年四月一日ヨリ 雑紙 参 永江』，「永江 AB 61」）。



理由であって、業務が拡大してきたことから、今の資本金では資金的に「運転不自由」というのである。前述した如く同行は預金の吸収に苦しんでおり、資金的には資本金に依存せざるを得ないという実態が、増資理由に如実に反映されている。又、上記引用資料の後には表8の右欄に示したような、おそらくは増資株式割当案と思われる一覧が記されている<sup>37)</sup>。これを見ると、創業時の株主に割り当てられる（関一郎は表1には表示されていないが、この時は既に同行の株主であったと思われる<sup>38)</sup>）とともに、河野修造以下の人物が新たな株主として予定されている。この新株主に予定されている人物は、河野を除けば大牟田地方の商人達であり<sup>39)</sup>、つまり、三池銀行の経営者達は増資に際して、新たに大牟田の商人層を同行の株主に取り込もうとしていたと思われるし、大牟田の商人達も地元銀行の株主となることに営業上の利点を見出していたのもあろう<sup>40)</sup>。又、これら大牟田の商人層は87年12月に設立された三池土木の株主達であり、同社の株主が銀行の場合とは異なって旧三池藩領を含む三池郡全体に広がっていることは既に指摘されているところであって<sup>41)</sup>、いわば三池土木の設立によって株主の居住地が旧藩領を突破したわけであり、今回の増資に際して予定された新株主もその様な状況を前提にして、大牟田地方の人物が含まれることになったのであろう。

---

<sup>37)</sup> 一覧に示された株数を合計しても551株にしかならず、増資予定の600株には満たない。従って、この一覧の時点では全ての割当予定が決定されてはいなかったということになるだろう。

<sup>38)</sup> 注(27)の「総会案内状(案)」の送付先と思われる人名中に関一郎の名前がある。

<sup>39)</sup> 森時三郎、野口忠太郎、古賀豪太郎に関しては、それぞれ、大牟田市史編纂委員会『大牟田市史 下巻』866、884、839～40頁を参照。又、野田と野口、古賀、森との出会いについては、坂口二郎『野田大塊伝』229頁以下を参照。

<sup>40)</sup> 「一株主ニテ至急金員(入用ノ節)借用致度旨申込モモアル時八株金額(七分)二超過セサル限り八役員協議ノ上無抵当ニテ貸渡スコトヲ得ル」(引用文中のカッコ内は抹消部分)('明治二十年一月十五日役員会', 前掲『雑紙 壺』)という決定がなされている。

<sup>41)</sup> 前掲, 中村稿111頁。

表 8 増資割当予定

	1886年10月	88年 4月割当		1886年10月	88年 4月割当
井上 収蔵	40	30	里屋 直記	1	
今村 広門	30	10	古賀 久次	175	40
旗崎 徳治	20	20	松尾 惣作	100	50
武藤 徳蔵	20	20	田代 儀平	40	30
椎崎 千之	20	10	二宮菊太郎	40	30
清水 岩蔵	15	10	二宮 吉次	30	20
松岡 進士	15	10	古賀 仁作	20	10
多賀 安邦	10	5	松尾 とみ	20	10
永江猪十郎	10	5	永江 純一	16	
古賀次三郎	10	5	野田儀平次	12	10
佐野 釣人	10		荻原 斗一	10	
樺島与三郎	10	10	馬場 久市	10	10
淡輪 止敬	10	3	荻原 萬蔵	10	
江口 忠蔵	10	10	野田卯太郎	10	
樺島 益脩	10	5	荻原 郁治	4	
浜田 平一	8	5	久保田菊次	3	3
佐々木七五三	8		石橋卯十郎	2	3
安部 胖	6	5	宮地 庄平	2	3
水野 澄治	5		関 一郎		3
南部 文蔵	5	10	小 計	800	401
角 省吾	4		河野 修造		100
渡辺 純一	4		野口忠太郎		10
石橋新八郎	4		野口嘉一郎		10
関 唯雄	3		森 竹次郎		10
宮地嘉次郎	3	3	森 時三郎		10
三坂巳三郎	2	3	古賀豪太郎		10
永松 閑	2		小 計	0	150
佐野 乙造	1		合 計	800	551

割当予定数は『明治二十三年四月一日ヨリ 雑紙 参 永江』

ところが、この増資案はなかなか実現されなかったとみえて、2年後の1890年7月に再提案されようとしている。この時の増資案の内容は、増資額が1万円でプレミアムはなく、払込回数が2回というものであった。増資理由が業務拡張にあたって資金不足の恐れがあるという点は前回と同様であり<sup>42)</sup>、先にも触れたように、開業から数年を経ても資本金に依存する資金調達を余儀なくされていることがここでも確認されよう。しかし、この増資計画も実行されないままに終わっている。その理由を直接に示す資料はないが、88年から90年にかけては同地で三池土木、三池紡績といった諸企業が設立されており<sup>43)</sup>、そのような企業の設立のための所要資金調達の負担が、三池銀行の株主達に期待されていたために、同行の増資資金にまで手が回りかねた

<sup>42)</sup>「臨時総会議案」(前掲『雑紙 参』)。ただ、増資理由の中に「将来九州鉄道停車場及紡績会社等設置スルニ於テ行務益々頻繁ニ相成」と、企業勃興期の中で三池地方にも近代的産業が出現することが述べられている点が、時期的に前回とは異なる側面を示していると言えよう。

<sup>43)</sup>三池土木の設立と経営に関しては、前掲、中村稿を参照。同稿によれば、三池銀行の発起人と三池土木の発起人に重複の多いことが主張されている(110～111頁)。又、三池紡績の設立に関しては同稿及び岡本幸雄『地方紡績企業の成立と展開』を参照。ところで従来、三池土木の設立に関して「(三池銀行に…引用者)幾何もない間に三万円内外の預金が出来たが、さて資本金と合せて、この五万円内外の金を何う使用するか…三人(野田、永江、板井真澄…引用者)協議の末、遂に合資会社土木会社の設立を決定した。資本金を二万円とし、その半額を差し当り銀行から、融通して貰はうと云うのである」(前掲『野田大塊伝』227～9頁)という記述に依拠した見方がなされてきた(前掲『大牟田市史 中巻』497頁)。しかし、述べてきたように1887年時点での三池銀行の預金残高は3万円にはほど遠いものであり、この点からだけでも上記の引用部分は信用し難い。又、土木会社の資本金の半額を三池銀行が融資したとすれば、その額は1万円ということになるが、当該時期における同行の貸付残高は1万円強であり、この点から見ても上記の記述の信憑性は甚だ怪しいと言わざるを得ないだろう。ただ、土木会社と銀行の発起人や経営者で重複している人物が多いことからすれば、両者に密接な関係があったことは容易に推測されるところであり、土木会社と銀行との間にどのような取引関係があったのかは、今後の課題となるだろうが、1880年代後半から90年代初頭にかけての三池銀行は資金的には極めて零細であり、当該時期に限って言えば土木会社との取引関係は限定的なものにならざるを得なかったのではないかと思われる。

というのが実状ではないだろうか。

次に、決算公告と『営業報告書』を利用して、93年下期と95年上期の決算の様子を前掲表4によって見ておこう。先ず93年下期であるが、前述したように同期の決算は「3ヶ月分」ということになっている<sup>44)</sup>。つまり、同行の決算期が以前の3、9月から、6、12月に変更されたということである。この変更の理由は判然としないが、93年の旧商法公布と何らかの関係があるのかもしれない。同期の預金残高は92年末よりも3千円増加して1万円台を回復しており、貸付金も貸越を合わせて28,000円弱にまで達し、91年の額を上回って明治前期としてはピークを迎えることになるのである。しかしその後、預金残高は94年末には再び6千円台に減少し(表7参照)95年上期には4,700円にまで激減してしまう(下期末には5千円余)。それに伴って、貸付金と貸越の残高合計額も21,471円へと減少を余儀なくされている(下期末では22,299円)。日清戦争期に極めて困難な営業を強いられていると言えるが、事実「昨明治廿七年八非常ノ旱害郡内町村概シテ十分一ノ秋収加ルニ軍事公債金払込ミ等ニヨルカ従来ヨリ預リ込ミ居リタル金員八本年一月以降続々払戻ノ請求之アリ……其支出ニ要スル金員常ニ不足ヲ告ケ為メニ貸金及ヒ物品歩入ニ対スル支出八実ニ中止ノ姿トナリ営業不振張ヲ極メタリ」<sup>45)</sup>という状況だったのである。つまるところ、前述の明治20年代前半のみならず、後半になっても日清戦争までの時期においては同行は預金の吸収に苦しんでおり、業務の拡張がままならなかったという状況には変化がなかったということになるだろう。但し、当期利益だけは93年下期で326円(但し3ヶ月分)、95年上期で742円を挙げており、資本金利益率は7%台(配当率は7%)を維持している。預金吸収が進まなかったために支払利息が少なくて済んだというのが、利益確保にとって幸いしたのかもしれない。

<sup>44)</sup>『福岡日日新聞』決算公告。

<sup>45)</sup>三池銀行『第十八期営業報告書』。

さて、ここで営業不振がピークに達した感のある95年上期に関して、多少詳細に同行の営業内容を見ておきたい。それを示したのが表9であるが、先ず、店別の様子を見ておこう。ところで、1895年時点では同行の本店は前述した如く江浦町に置かれていたが、他に大牟田支店があった。先にも触れたように既に開業当初から同行は横須出張所を設けており、同地は99年の大牟田町設置に伴って同町に編入されることから、おそらくは同出張所がそのまま大牟田支店になったものと思われる。この大牟田支店と本店における預金と貸付金の様子を見ておくと、どの費目を見ても金額では大牟田支店が圧倒的な比率を占めている。両店の営業範囲がどのように分けられていたのか正確なことは不明だが、店舗所在地周辺の経済規模を斟酌すれば当然のことであろう。次いで費目別に比較してみれば、定期預金では大牟田支店の占める比率は70%程度であるが、残高では定期預金の3倍以上に上る当座預金では90%を超えている。貸付金においては大牟田支店の比率が残高では70%強であるが、返済高では90%近くになっており、同店の貸付金の方が本店よりも期間が短かったことを窺わせている<sup>46)</sup>。同表からは貸付と歩入貸付の区別ができないのであるが、それを措くとしても、大牟田支店の方が商業者相手の貸付が多かったのではないかと推測できよう。さらに、貸越金は大牟田支店に限られているが、この貸越金は期中の返済額がゼロであることから見て(前掲表4によれば、1893年下期から貸越残高は2,070円のままである)本来の当座貸越金とは言えない長期の貸付か、或いは返済が滞っている不良債権ということになるだろう。

さらに、貸付金残高に対する抵当内訳を見ると、本店では株券が全体の半数近くを占めていることが判る。農村部においては一見奇異な感を受けるが、考えられる可能性は二つあるだろう。一つは同行の株主が所有株を抵当に入

<sup>46)</sup> 因みに総貸付高に対する返済高の割合を見ておくと、本店が14%なのに対して大牟田支店は30%となっている。

表9 1895年上期勘定内訳 (円, 単位未満切捨)

		本店	大牟田支店	合計	大牟田比率(%)
定期預金	総預り高	502	1,071	1,573	68.1
	払戻高	119	288	407	70.8
	残高	383	783	1,166	67.2
当座預金	総預り高	358	12,512	12,871	97.2
	払戻高	70	9,211	9,281	99.2
	残高	287	3,301	3,589	92.0
貸付金	総貸し高	6,256	19,970	26,226	76.1
	返済高	874	5,911	6,785	87.1
	残高	5,382	14,058	19,441	72.3
当座貸越	総貸高		2,070	2,070	100.0
	返済高				
	残高		2,070	2,070	100.0
抵当内訳	国債・地方債		70	70	100.0
	諸株券	2,565	5,444	8,010	68.0
	地所建物	956	6,517	7,474	87.2
	無抵当		2,105	2,105	100.0
	穀物	1,859	1,990	3,850	51.7
	合計	5,382	16,129	21,511	
当期総収入		297	979	1,277	76.7
当期総支出		160	374	534	70.0
前期繰越金				8	
差引		137	605	750	
貸借対照表					
株金		20,000			
積立金		538			
支店元金			15,159		
定期預金		383	783		
当座預金		287	3,301		
前半期繰越金		7			
当半期利益金		137	605		
貸付金		5,382	14,058		
当座貸越			2,070		
支店元金		15,159			
営業用地所建物		178	278		
什器		92	98		
所有地所			851		
所有家屋			753		
金銀紙幣		542	1,738		
合計		21,353	19,848		

『第十八期営業報告書』

れてる場合、二つには地主に代表される資産家が所有する株式を抵当に入れている場合である。いずれにしても、本店の貸付先の主流は周辺の一般農民ではなかったということになる。それに対して大牟田支店の場合、株券抵当比率は34%で全体の三分之一を占めるに過ぎない。株券を上回るのが地所建物ということになるが、この点は商人相手の貸付が多いのではないかという先の推測と平仄が合わないのであり、今後の検討課題ということになる。むしろ注目すべきは大牟田支店では無抵当貸付が2千円余あるということであり、これが商人に対する短期の貸付を意味しているのかもしれない。

次に店別の貸借対照表を見ておくと、大牟田支店には本店から15,159円の支店元金が営業用資金として貸し出されており、これが支店の資本金と言うべきである。つまり、資本金規模としては大牟田支店は本店の3倍以上に当たっていたとすることができる。又、大牟田支店には所有地所、所有家屋が計上されており、三池銀行は大牟田に賃貸用不動産を所有していたことも知られるのである。さらに、収益について見ておけば、大牟田支店の利益が605円であるのに対して本店の利益は137円で、前者の四分の一以下でしかないが、これも両店の営業規模から見れば当然のことと言えよう。これを要すれば、前述の開業時に比べても、既に日清戦争期において三池銀行の営業基盤は三池炭鉱を中心に発展著しい大牟田に移っていたのであり、その結果、1896年6月に同行は本店を大牟田に移すことになる。三池郡の旧柳河藩領の人物を中心にして設立された三池銀行であったが、営業基盤の移動によって旧三池藩領であった大牟田に本拠を移さざるを得なくなったのである。

## おわりに

企業勃興期に若干ではあるが先行して構想された地方零細銀行の日清戦争期までの展開を三池銀行を事例にして検討してきたわけであるが、ここで、

一応のまとめをしておきたい。先ず、同行の構想段階における特徴を同行の設立趣意書と予定されていた業務内容から見ておけば、一つ目は、同地方における在来特産物流通の円滑化による生産の増大という、殖産興業的な目的を相当程度に意識したものであったということであろう。そのことは、設立趣意書中の文言においてのみならず、例えば、予定されていた歩入業務における担保掛け目の設定等にも窺うことができた。二つ目は、銀行の設立によって地元資産家の資金を銀行業に動員することを通じて低利資金を供給し、以て不況下での農民負債の軽減と地元産業の振興という二つの目的を同時に達成しようとしていたということであろう。三つ目は、近代産業のチャンピオンたる石炭鉱業と地元中小商業者を結びつけて、銀行の営業基盤を確保するとともに商工業者の金融を容易にしようとしていたことである。一方では在来産業と結び付くとともに、他方では近代産業の発展に営業基盤の一端を求めようとしていた点に、同行の設立構想の中に三池という地域の特性を看取できるだろう。

さて、次に同行の株主と役員の特徴は以下のものであった。先ず、創業時の株主構造であるが、これは三池郡の旧柳河藩領である同郡北部の士族と平民が協同して設立した銀行であったと言えよう。つまり、旧柳河藩士を中心として設立された第九十六国立銀行が、多くは山門郡在住の士族を株主としていたのに対して、三池郡在住の士族が参加したのが三池銀行の設立であったということである。ところで、株主数では士族が29名であったのに対して平民は17名であったが、株数では前者の296株に対して後者は504株で後者が優位に立っている。株数に関しては、前述したように当初は士族持株は300株を予定したと見られ、そうであれば最初から士族と平民との間で持ち分の割当がなされていたとも考えられる。その点からも、同行が士族と平民の密接な協同の下に設立が構想されていたということにもなる。つまり、同行は族籍を越えて、文字通り「地域の銀行」として設立されようとしたことを



意味しよう。ところで、この士族と平民とを結びつけたのは、士族とは自由民権運動を通じて関係を持ち、平民とは地縁を通じて関係を有していた野田卯太郎と永江純一という2名の平民であったと思われる。彼らは、その後も三池郡における企業設立に際して重要な役割を果たすとともに、代議士に選出される等政治的にも地域の中心的人物であり続けた<sup>47)</sup>。かかる人物の存在が、日清戦後の銀行設立ブームに先だって同地に銀行を設立し得た重要な要因であったろう。又、株主中の資産家について見れば、同行は地域の資産家の多くを株主とすることに成功しており、その意味では設立構想の中で予定した資産家の銀行資本への動員という点は、一定の成果を収めたと言うことができよう。

最後に、同行の経営の特徴をまとめておけば以下のようなになるだろう。第一に、同行は預金の吸収に苦しみ、さらに預金に依存できないままに営業規模の拡大を企図して増資を目論んだものの、それも実現し得ず、資金規模＝営業規模は一貫して拡大し得ないままに終始した。即ち、近代的銀行としての預金銀行への発展は実現し得ず、日清戦後の時期まで待たねばならなかったのである。一方、与信業務では、三池鉱山との連繫を予定した「為替」業務は実現しないままに終わったようであるが、商品抵当の歩入業務は特に大牟田地区の横須出張所（後に大牟田支店）の設置によって順調に伸展した。結局のところ日清戦争期に至って、同行の営業基盤は完全に大牟田地区に移り、本店も大牟田に移動することになったのである。これは、近代産業を抱える大牟田の発展に伴う当然の結果であると言えよう。

要するに、同行は資金的には自己資本に依存し、与信業務においては貸付

---

<sup>47)</sup>野田、永江の活動については、企業設立に関しては前掲中村『地方の企業勃興』、岡本『地方紡績企業の成立と展開』、自由民権期の政治活動に関しては注(26)に触れた通りであるが、代議士時代については現在のところ、前掲『野田大塊伝』をあげておく他はない。

にせよ歩入にせよ基本的には抵当をとったうえでの信用供与が主体で、当座貸越といった信用創造はなし得なかった（預金額が非常に限られているのであるから当然であろう）。さらに、遠隔地の支店も設置されず、1895年に至ってもコルレス契約を結んだ銀行もないという状況では<sup>48)</sup>、十分な決済機能も有していなかったと考えざるを得ない。とするならば、日清戦争期に至る三池銀行は、その業務内容において銀行とは名ばかりの貸金会社＝銀行類似会社的な存在に過ぎなかったと言ってよいだろう。しかし、日清戦後になって本店を大牟田に移した後の同行は預金額を飛躍的に増加させ<sup>49)</sup>、近代的銀行として発展することになるのだが、この点の検討は他日を期したい。

---

<sup>48)</sup> 前掲『第十八期営業報告書』。

<sup>49)</sup> 1896年下期末では、払込資本金4万円に対して預金残高は4万5千円余となっている（『福岡日日新聞』決算公告）。